

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 9 月 12 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

- (1) 社会福祉法人Aは市有地に特別養護老人ホームを設置するにあたり、地上の市所有建物の解体撤去工事を特別養護老人ホーム建設工事の請負業者と平成 12 年 11 月 25 日付けで請負契約を締結し、その費用 19,719,000 円を全額市の補助金で支出させた。
- (2) 社会福祉法人Bは市有地に知的障害者授産施設等を設置するにあたり、地上の市所有建物の解体撤去工事を新築工事に組み込んで請負契約を締結し、平成 17 年 2 月 7 日付けで社会福祉施設等整備にかかる解体撤去工事費補助金の交付申請をして 46,720,000 円を全額市の補助金で支出させた。

これら（1）及び（2）については、ともに解体撤去工事に係る補助金交付を根拠づける規定等がなく、また金額も入札など公正な競争を経た適正なものとは言えず、市からの所有権移転手続も経ずに解体撤去されるなど、解体工事請負契約は違法で無効であるので、補助金支出も違法不当であり返還されるべきである。さらに、これら違法な状況のもとになされた市有地の無償貸与は無効であるが、市は今日までその是正を怠っている。

よって、市長に、違法不当に支出された補助金について関係者らに返還を求めるな

ど必要な措置を講ずるよう、及び当該市有地の無償貸与を解除し土地の賃貸借契約を締結して使用料を徴収するよう求める。

なお、住民監査請求の要件である 1 年の期間制限を過ぎているが、市は契約無効による違法な市有地無償貸与の是正を怠っており、期間徒過に正当理由がある。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

(1) 金銭債権の消滅時効

住民監査請求は、普通地方公共団体の財務会計上の行為又は怠る事実を対象とし、当該団体の損害補填等を目的とするところ、地方自治法（以下「法」という。）第 236 条は、金銭債権の消滅時効を定め、第 1 項の規定により、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅するとされており、本件請求のうち、特別養護老人ホームに係る解体撤去工事費補助金については、その交付・精算がなされてから 5 年を経過しており、既に返還請求権は時効により消滅していると解され、市に損害が発生する関係にあるとは言えない。

(2) 違法性、不当性の摘示

住民監査請求においては、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、財務会計上の行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすべきところ、請求人は、本件請求のうち、市有地無償貸与契約締結の違法不当理由は、「違法な状況のもとになされた」とだけ主張しているが、これは解体撤去工事費に対する補助金支出の違法性・不当性を事由とするものにとどまり、無償貸与契約の締結自体の違法性又は不当性を具体的な理由をもって個別、具体的に摘示しているとは言えない。

(3) 請求期間と正当な理由

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があるときは、請求することができるとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判決）。

すなわち、正当な理由を判断するためには、相当の注意力による調査を必要とし、その場合における客観的な認識可能性を判断基準とするものであり、住民なら誰でも

閲覧等できる情報については、それが閲覧等できる状態に置かれれば、住民が積極的に調査することを当然の前提としているものと解される。

また、住民監査請求における怠る事実については、法第 242 条第 2 項に規定する期間制限は適用されないが、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がなされた場合にも、これについて上記の期間制限が及ばないとすれば、同規定の趣旨を没却することとなり、このような場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同規定を適用すべきものであるとされている（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）。

この点、請求人は、市は契約無効による違法な市有地無償貸与の是正を怠っており、期間徒過に正当理由がある旨主張しているが、本件補助金交付決定及び無償貸与契約締結については、それぞれそれらの時点で関係書類が交付先や契約相手方の印影を除いてすべて情報開示対象となっていることから、情報公開請求等により知ることができたと解され、住民であれば誰でも知り得る状態になってから 1 年以上が経過しており、期間徒過について正当な理由は認められない。

なお、請求人が主張していると解される怠る事実についても、本件補助金交付決定及び無償貸与契約締結という財務会計上の行為が違法・不当であるという主張に基づくものにほかならず、補助金交付決定及び無償貸与契約締結時点を起算点として、請求期間の制限が適用されるものである。

以上のことから、本件請求は法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。